

事務連絡
令和7年3月21日

公益社団法人	日本医師会	}	御中
公益社団法人	日本産科婦人科学会		
公益社団法人	日本産婦人科医会		
公益社団法人	日本小児科学会		
公益社団法人	日本小児科医会		
公益社団法人	日本看護協会		
公益社団法人	日本助産師会		

こども家庭庁成育局母子保健課

産後ケア事業における安全管理の推進について（依頼）

平素より、母子保健行政に格別の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

出産後1年を経過しない女子及び乳児に対して、心身のケアや育児のサポート等を行う産後ケア事業については、市町村及び事業の委託を受けた事業者において、「母子保健法の一部を改正する法律」の施行について（通知）」（令和2年8月5日付け子発0805第3号厚生労働省子ども家庭局長通知）等を踏まえて、実施いただいているところです。

今般、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）の施行により、令和7年度から、産後ケア事業が地域子ども・子育て支援事業に位置付けられることを踏まえ、重大事故発生時の報告等については、別添の「産後ケア事業における重大事故等発生時の報告様式等について（依頼）」（令和7年3月21日付けこども家庭庁成育局母子保健課事務連絡）等に基づき行っていたくよう、各自治体へ周知しております。

各関係団体におかれましても、別添の内容を御了知いただくとともに、引き続き、事業者における安全管理を推進いただくよう、御協力をお願いします。